

あいちの農林水産物イメージアップ事業委託先募集要項

1 事業の目的

本県は、農業産出額が第8位（2023年）であるなど全国有数の農業県であり、全国トップレベルのブランド力を持つ農林水産物が多数あるが、自動車を始めとしたモノづくりのイメージが強いため、農林水産業が盛んであることは十分認知されていない。

これまでB to Cの取組を中心に主に消費者を対象とした県産農林水産物のイメージアップを図ってきたが、さらなる知名度向上のためには、消費者への訴求力を高めるためB to Cの取組に加えてB to Bの取組も進めていく必要がある。

そのため、本事業では、「食」と「農」に関係した商談会に出展する事業者の支援を行うとともに、商談会会場内に県産農林水産物PRコーナーを設置することにより、特にB to B分野の関係者における県産農林水産物の知名度向上を図る。

2 委託業務の内容

- (1) 商談会出展事業者支援
- (2) 「いいともあいちストリート（仮称）」での県産農林水産物のPR

3 委託業務の詳細

別添「あいちの農林水産物イメージアップ事業委託業務仕様書」の内容のとおり

4 応募資格

応募資格者は、国内における事業者向けの催事業務に精通しており、農林水産物や食品の商品PR、展示販売の企画・運営に豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、以下の営業種目の取扱内容すべてに登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれるものを含む）されており、かつ、愛知県内に本社、支社又は営業所があること。
 - （中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」
 - （小分類）「02. 広告」のうち（細分類）「01. 広告企画・代行」
 - （小分類）「03. 催事」のうち（細分類）「01. イベント企画」、「02. 会場設営」及び「03. 展示」
- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

5 募集期間

2025 年 4 月 16 日（水）から 2025 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで（必着）

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
2,486,550 円（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間
契約締結日から 2026 年 3 月 13 日（金）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

日時 2025 年 4 月 23 日（水）午前 11 時から正午まで

場所 愛知県庁西庁舎 5 階 愛知海区漁業調整委員会委員室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

名古屋市営地下鉄名城線「名古屋城」駅から徒歩 1 分

（注）説明会への出席は必須条件ではないが、できる限り出席すること。

なお、欠席により不利益を受けられてもその責任を負わない。

※ 説明会に出席を希望する場合は、1 社あたり 2 名までとし、2025 年 4 月 22 日（火）正午までに件名を『あいちの農林水産物イメージアップ事業委託説明会の参加について』とし、shokuiku@pref.aichi.lg.jp 宛て「事業者名」「出席者数」及び「連絡先（電話番号）」を記載の上、送信すること。

8 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式 1）

(イ) 見積書

※「愛知県知事」宛てとしたもの

- (ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式2）
- (エ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- (オ) 定款又は寄付行為
- (カ) 直近3か年の決算報告書
- (キ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
- (ク) 過去に実施した類似業務の成果書

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※ただし、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)の書類は正本1部のみの提出でよい。

ウ 提出期限

2025年5月14日（水）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送もしくは持参

持参の場合は、土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

(2) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎5階

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 需要拡大・ブランド力強化グループ

担当 石田、青山（優）、磯部

電話 052-954-6434（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6940

電子メール shokuiku@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

ア 企画提案書の提出は、1者1案とする。

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。なお、提出資料は返却しない。

エ 提出資料に係る個人情報等は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

オ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

キ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要項に違反すると認められる場合

9 選定者数

1者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時は、後日通知する。

ア 日時（予定）

2025 年 5 月中下旬

イ 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1 者あたり 10 分間のプレゼンテーション後、10 分間の質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

イ 業務実施内容について

(ア) 業務目的との整合性

(イ) 合理性、卓越性、独創性

(ウ) 提案内容の具体性、実現性

ウ 業務の効果について

業務の効果、発展性

エ 委託業務経費について

経費項目、金額の妥当性

オ 社会的価値の実現に資する取組について

(ア) 環境マネジメントシステムの導入

ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。

(イ) 自動車エコ事業所の認定

自動車エコ事業所の認定を受けていること。

(ウ) あいち生物多様性企業認証

あいち生物多様性企業認証を受けていること。

(エ) 障害者法定雇用率の達成

障害者雇用状況の報告義務がある事業主で障害者法定雇用率を達成していること。

なお、障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加算対象とする。

(オ) 協力雇用主の登録

名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受けていること。

- (カ) 保護観察対象者等の雇用
名古屋保護観察所における保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること。
 - (キ) 障害者就労施設等からの調達実績
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。
 - (ク) 女性の活躍促進宣言の提出
女性の活躍促進宣言を提出していること。
 - (ケ) あいち女性輝きカンパニーの認証
あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること。
 - (コ) えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定〔プラチナえるぼし認定を含む〕）を受けていること。
 - (カ) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
 - (シ) あいちっこ家庭教育応援企業への賛同
あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
 - (ス) くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定〔トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む〕）を受けていること。
 - (セ) 愛知県休み方改革マイスター企業の認定
愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること。
 - (ソ) エコモビリティライフの推進
あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。
 - (タ) 安全なまちづくりと交通安全の推進
愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること。
 - (チ) 健康づくりの推進
愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。
 - (ツ) 取引適正化の推進
パートナーシップ構築宣言を公表していること。
- (3) 予備審査
- 企画提案書の応募件数が5件を超える場合は、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により予備審査を行う。
- なお、予備審査会は非公開とし、予備審査会の構成員氏名は公表しない。
- ア 予備審査は企画提案書及び添付資料についての書面審査を行う。
 - イ 審査基準については審査会に準じて行う。
 - ウ 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。
 - エ 予備審査会の審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査会の審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査会の審査結果をうけ、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

2025 年 4 月 16 日（水）	委託先募集開始
2025 年 4 月 23 日（水）	説明会の開催
2025 年 5 月 14 日（水）	企画提案書の提出期限
2025 年 5 月中下旬	審査委員会による審査、委託先の決定
2025 年 5 月中下旬	契約締結
2026 年 3 月中旬	実績報告書（成果報告書を含む）の提出
2026 年 3 月中旬	完了検査、請求書の提出
2026 年 4 月中旬	委託料の支払い

12 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県のHPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。